

# 2011年 京都労働局への 昼デモ & 請願行動

今年の京都での最低賃金引き上げの審議が7月からはじまります。7月末から8月のはじめには中央最低賃金審議会の目安が示され、京都の審議会でも答申が出ると見られています。地域経済の再生と貧困をなくすためには最低賃金の引き上げが必要です。大幅な引き上げを求めて、昼デモと請願行動を実施します。署名を集め、参加しましょう。

最低生計費を満たす最低賃金に引き上げを！

# 7月27日(水)



昨年の請願行動

地域経済の再生、ワーキングプアをなくすため最低賃金の大幅引き上げを

12時20分 御射山公園集合

昼デモ (12時40分出発、烏丸通りを北進し烏丸御池まで)

13時00分～個人請願行動

(京都労働局前)

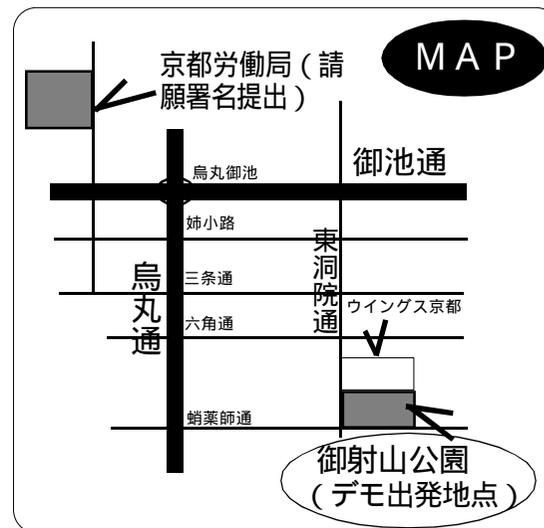
当日提出する個人請願  
署名にご協力ください

夜には、「震災後の地域経済再生への課題」(講師：岡田知弘氏<京都大学公共政策大学院教授>)についてラポール京都で学習会を開催します。

請願法は、国民の請願権を保障したもので、所管する官公署がこれを受理し誠実に処理しなければならない(請願法5条)ことを定めています。一人一人が意見を述べながら請願行動を行います。

最低賃金の引き上げは、厚生労働省の地方機関である京都労働局が扱っています。

昨年、京都の最低賃金は20円引き上げられ749円となりまし。これは、生活保護との「乖離」とした20円を引き上げたものです。東日本大震災での経済の落ち込みはありましたが、地域経済の再生と貧困問題の解決のためには、政府と財界も入り決めた2020年を目標に、できるかぎり早期に全国最低800円を確保し、景気状況に配慮しつつ、全国平均1000円を目指す(雇用戦略対話の合意)べきです。時間額749円では年収200万円にも全く到達できません。地域経済の現在の落ち込みを考えると、生活保護との乖離について試算をみると、みあったものにし、最低賃金を大幅に引き上げ、需要を拡大し、経済の悪循環を断ち切ることが必要です。そのために、必要な中小零細企業への最低賃金引き上げに伴う支援を実施すべきです。



## 京都総評

京都市中京区壬生仙念町30-2 ラポール京都5階  
電話 075-801-2308